預金商品の概要

令和6年9月2日現在

<table>
<tr><td>１．商品名(愛称)</td><td>・期日指定定期預金</td></tr>
<tr><td>２．販売対象</td><td>・個人の方のみ</td></tr>
<tr><td>３．期間</td><td>・最長3年(据置期間1年)
・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知することが必要です。)
・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</td></tr>
<tr><td>４．預入
（１）預入方法
（２）預入金額
（３）預入単位</td><td>
・一括預入
・1円以上300万円未満
・1円単位</td></tr>
<tr><td>５．払戻方法</td><td>・満期日以後に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>６．利息
（１）適用金利

（２）利払方法
（３）計算方法</td><td>
・固定金利
・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
・満期日以後に一括して支払います。
・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算</td></tr>
<tr><td>７．税金</td><td>・お利息には20％(国税15％、地方税5％)の税金（注）がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
(注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20．315％(国税15．315％、地方税5％)の税金がかかります。</td></tr>
<tr><td>８．手数料</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>９．付加できる特約事項</td><td>・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0．5％上乗せした利率)
・マル優の取扱いができます。</td></tr>
<tr><td>10．中途解約時の取扱い</td><td>・満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。
<table>
<tr><td>預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通預金利率</td></tr>
<tr><td>預入期間が6か月以上1年未満</td><td>預入時の2年以上の利率×40％</td></tr>
<tr><td>預入期間が1年以上1年6か月未満</td><td>預入時の2年以上の利率×50％</td></tr>
<tr><td>預入期間が1年6か月以上2年未満</td><td>預入時の2年以上の利率×60％</td></tr>
<tr><td>預入期間が2年以上2年6か月未満</td><td>預入時の2年以上の利率×70％</td></tr>
<tr><td>預入期間が2年6か月以上3年未満</td><td>預入時の2年以上の利率×90％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>11．金利情報の入手方法</td><td>・金利はホームページまたは窓口へご照会ください。</td></tr>
<tr><td>12．苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部、リスク管理統括部お客様相談担当（９時～１７時、電話：０４２-９７２-８１７６）にお申し出ください。
紛争解決措置　東京弁護士会(電話：０３-３５８１-００３１)、第一東京弁護士会</td></tr>
</table>

	（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）、埼玉弁護士会（電話：０４８-７１０-５６６６）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）または埼玉弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます。）

飯能信用金庫